

第 10 回 固体ばら積み貨物査定検討 WG 議事要旨（案）

1. 日時： 平成 25 年 12 月 11 日（水） 13:00～15:30
2. 場所： 中央合同庁舎 3 号館 10 階海事局第 6 会議室
3. 出席者：
（委員）太田委員、岡委員、松木委員、森田委員（五十音順）
（事務局）検査測度課 園田、渡田、木川、深澤
4. 議事
 - (1) 前回議事要旨の確認
 - (2) 国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBC コード）未掲載貨物の査定
 - (3) その他
5. 議事概要
 - (1) 事務局より、前回議事要旨の確認が行われ、前回の WG から、国際海事機関（IMO）第 17 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会編集及び技術グループ会合（E&T17）で合意された新たな評価基準に基づき査定が行われたことが確認された。
また、太田委員長より、MHB¹判定基準を含む IMSBC コード次回改正は、2015 年 1 月 1 日発効の 1 年前より勧告として適用可能であることが紹介された。
 - (2) IMSBC コード未掲載貨物の事前査定について（新規案件：3 件）
申請のあった「石炭灰固化体」、「建設土砂（近海運搬用）」及び「水底粘性土（近海運搬用）」について、危険性の評価、貨物の種別及びそれぞれの貨物の運送要件について審議を行った。審議の概要は以下のとおり。
 - ① 石炭灰固化体
申請者より、資料に沿って貨物についての説明が行われた。主な内容は以下のとおり。
 - (イ) 申請の貨物は、平成 22 年 11 月 18 日承認済み「石炭灰造粒物」よ

¹ ばら積み時のみ化学的危険性を有する物質（Material Hazardous only in Bulk）特殊貨物船舶運送規則では「固体化学物質」

り粒径が大きなもの（40～500mm 程度）であること。

- (ロ) 目や皮膚に対して刺激性（GHS 区分 2）があり MHB の基準に該当する貨物として申請すること。
- (ハ) その他貨物の運送要件について。

資料 10-2-1 に以下の修正を加えることで、運送要件について合意した。

- 「5.10 非常時の措置、(3)応急医療」の各項目を以下の通り修正。
 - ◆ 皮膚に付着した場合：速やかに水または温水で洗うこと。症状に応じて、医師に連絡すること。
 - ◆ 眼に入った場合：コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、速やかに水または温水で 15～20 分間注意深く洗うこと。医師に連絡すること。
 - ◆ 飲み込んだ場合：水または温水で口をすすぎ、医師の診断を受けること。

② 建設土砂（近海運搬用）

申請者より、資料に沿って貨物についての説明が行われた。主な内容は以下のとおり。

- (イ) 申請の貨物は、平成 22 年 11 月 5 日承認済みの「土砂(建設工事用)」と類似の貨物であるが、波高 1.5m の限定を超える近海域への運送を行うために種別 A として申請したものであること。
- (ロ) その他貨物の運送要件について。

建設用土砂の使用基準（環境基準等）について質問が出され、申請者より、土壤汚染基本法や各県の条例等により基準があり、同基準に基づいて確認済みの土砂のみ使用可のため、運送される土砂も同様である旨の説明があった。

資料 10-3-1 に以下の修正を加えることで、運送要件について合意した。

- 「2 貨物の説明」を以下の通り修正。
 - ◆ 「土砂は粘土・砂・礫・採石くず等を含む。」に変更し、「平均粒径 10mm 以下、有効径 1mm 以下の土砂である。」を削除する。

③ 水底粘性土（近海運搬用）

申請者より、資料に沿って貨物についての説明が行われた。主な内容は以下のとおり。

- (イ) 申請の貨物は、平成 22 年 11 月 5 日承認済みの「水底土砂（建設工
事用）」と類似の貨物であるが、波高 1.5m の限定を超える近海域へ
の運送を行うために申請したものであること。
- (ロ) 同貨物は、非常に小さい粒子であり、粒子の動きは粘着力により拘
束され、液状化しないこと。
- (ハ) 水底粘性土は海中より浚渫されたものであることから、水分値によ
り荷崩れの可能性を管理することは難しいため、貨物の剪断強度を
直接管理する方法とすること。その結果として、運送条件に、
 - ◆ 貨物を平らに荷繰りすること
 - ◆ 人が歩けることにより 25kN/m²の粘着力を確認すること
 - ◆ 貨物倉の幅を 20m 以内に限定することを付すことの説明があった。
- (ニ) その他貨物の運送要件について

資料 10-4-1 に上記の修正を加えることで、運送要件について合意し
た。

- 「2. 貨物の説明」を以下の通り修正。
 - ◆ 「この貨物は粘性土であり、細かい粒子からなる。」に変更し、
「この貨物は水分に対して不溶性である」を削除する。
- 「5.4 積荷役時の要件」を以下の通り修正。
 - ◆ 船倉の幅は 20m 以内であること。船倉の端まで平坦に荷繰り
すること。航行前に、貨物が、人が歩ける程度の硬さであるこ
とを確認すること。

6. 配付資料

- 資料 10-1 第 9 回 固体ばら積み貨物査定検討 WG 議事要旨
IMSBC コード未掲載貨物に係る申請書及び添付資料
- 資料 10-2-1 及び 10-2-2 石炭灰固化体
- 資料 10-3-1 及び 10-3-2 建設土砂（近海運搬用）
- 資料 10-4-1 及び 10-4-2 水底粘性土（近海運搬用）

- 参考資料
 - ◆ 提案文書に添付する「安全データシート」の記載について
 - ◆ MHB の判定基準の概要に関する補足資料